

公立大学法人京都市立芸術大学理事長選考会議規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成25年3月29日一部改正)

(平成26年4月 1日一部改正)

(令和 6年6月14日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学定款（以下「定款」という。）第10条第8項の規定に基づき、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 理事長選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事長の選考に関する事項
- (2) 地方独立行政法人法第75条の規定による理事長の解任の申出に関する事項
- (3) 理事長の任期に関する事項
- (4) その他理事長選考会議に関し必要な事項

(組織)

第3条 理事長選考会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 定款第17条第3項第2号から第4号までに掲げる者の中から、同条第1項に規定する経営審議会において選出された者 3人
- (2) 定款第22条第3項第2号から第5号までに掲げる者の中から、美術学部教授会、音楽学部教授会及び日本伝統音楽研究センター教授会の意見を踏まえ、同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者 3人

2 前項第1号に掲げる委員のうち2人以上は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 定款第17条第3項第2号又は第3号に掲げる者で、定款第11条第2項の規定により任命された者
- (2) 定款第17条第3項第4号に掲げる者

(委員の欠格条項)

第4条 委員が経営審議会委員又は教育研究審議会委員でなくなった場合若しくは理事長候補者となった場合は、その資格を失う。

2 委員の欠員が生じた場合は、速やかに後任を補充するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることができる。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第6条 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、理事長選考会議を代表し、会務を掌理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 理事長選考会議の会議は、議長が招集する。

2 理事長選考会議は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第3条第1項第1号及び第2号に掲げる委員がそれぞれ2人以上出席しなければ、会議を開くことができない。

3 理事長選考会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

4 議長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 理事長選考会議の庶務は、事務局総務課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、理事長選考会議に関し必要な事項は、理事長選考会議が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日理事長決定)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日理事長決定)

この規程は、決定の日から施行する。

附 則 (令和6年6月14日理事長決定)

この規程は、決定の日から施行する。